

ロシアによるウクライナ侵攻の即時撤退等を求める意見書

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁じる国際法の明確な違反であると同時に国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為である。

ロシア軍は、稼働中の原子力発電所への攻撃を含め、ウクライナの非戦闘員と民間施設を攻撃対象としており、ジュネーブ諸条約及び追加議定書をはじめとする国際法への違反を繰り返している。プーチン大統領は核兵器の使用すら示唆した。核軍縮と核兵器の廃絶に向けた国際社会の努力を踏みにじる行為であり、決して容認されない。

志賀町議会は、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、日本政府においては、ウクライナ・ロシア両国に在留する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナに対する人道支援、避難民支援に尽力されることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

衆議院議長 細田 博之 様
参議院議長 山東 昭子 様
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

石川県志賀町議会議長 南 正紀